

週休 2 日確保工事等実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する建設工事において、建設工事の中長期的な担い手を確保することを目的に、「週休 2 日確保工事」及び「週休 2 日交替制工事」を実施する上で必要な事項を定める。

なお、営繕工事については、「担い手確保工事实施要領（営繕工事編）」により実施するものとする。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 週休 2 日確保工事

現場閉所により建設現場の週休 2 日の確保に取り組む工事をいう。

イ 週休 2 日

①通期の週休 2 日（以下「週休 2 日（通期）」という。）とは、対象期間において、4 週 8 休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が 28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休 2 日（以下「週休 2 日（月単位）」という。）とは、対象期間内の全ての月において、4 週 8 休（現場閉所率 28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に 4 週 8 休（現場閉所率 28.5%）以上を達成しているとみなす。

③完全週休 2 日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、現場閉所日を土日とし 1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。また、夜間工事においては、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日に跨ぐ夜間、日曜日から月曜日に跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。

ロ 対象期間

工事着手日から現場作業完了日（工事目的物が完成した日）までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

ハ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場の安全管理上必要な作業、又はコンクリート養生やレイタンス除去等、品質管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 週休 2 日交替制工事

技術者及び技能労働者が交替しながら週休 2 日の確保に取り組む工事をいう。なお、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

イ 週休 2 日交替制

①通期の週休 2 日交替制とは、対象期間において現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が 28.5%（8 日／28 日）以上の場合をいう。

②月単位の週休 2 日交替制とは、対象期間の全ての月において、休日率が 28.5%（8

日／28日）以上の場合をいう。

- ③完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、休日率が28.5%（2日／7日）以上の場合をいう。また、夜間工事においては、週7回の夜間のうち、週2日の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているとみなす。

ロ 対象期間

工事着手日から現場作業完了日（工事目的物が完成した日）までの期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議により対象期間を適宜設定するものとする。

なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

（対象工事）

第3条 対象工事は、徳島県県土整備部が発注する次に掲げる工事とする。

（1）週休2日確保工事

原則、全ての工事。

ただし、社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所による週休2日が困難な工事（以下、「現場閉所困難工事」という。）を除く。

なお、週休2日確保工事として発注された工事以外においても、現場条件等の変更により週休2日確保工事に取り組むことが可能となり、工事着手までに受注者から週休2日確保工事の実施を希望する旨の申し出があった場合、週休2日に取り組むことができる。この場合の取扱いとは週休2日確保工事と同様の取扱いとし、経費の負担については達成状況に応じて設計変更で対応するものとする。

（2）週休2日交替制工事

緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事又は現場閉所困難工事。

なお、工事着手前に受注者から別に示す様式にて週休2日交替制工事の実施を希望する旨の申し出があり、受発注者で協議が整った場合に取り組むものとする。

（週休2日確保工事等である旨の明示等）

第4条 発注者は、週休2日確保工事として第9条による経費の補正を行う場合は、入札公告・特記仕様書等に明示するものとする。また、週休2日交替制工事の対象工事である場合は、特記仕様書に明示するものとする。

- 2 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事等であることを記載するものとし、別図を参考とする。

（工期設定）

第5条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

（実施方法）

第6条 受注者は、現場の週休2日を達成するため、適切な工程管理に努めなければならない。

- 2 受注者は、完全週休2日（土日）に取り組む場合は、別に示す様式にて工事着手までに取り組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 受注者は、官公庁の休日に作業を行うときは、徳島県土木工事共通仕様書等に規定されているとおり、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなければならない。また、現場閉所日の振替を行う場合は、振替日を監督員に協議すること。
- 5 休日において、品質管理上必要な作業（コンクリート養生やレイタンス除去等）を行う場合は、事前に「休日における品質管理作業届」を監督員に提出しなければならない。

なお、この場合、従事した技術者又は技能労働者については振替日を設定し、週休2日を確保しなければならない。

- 6 完全週休2日（土日）に取り組む工事において、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に変わる現場閉所日を同一の週で決定し、1週間に2日以上現場閉所を行うものとする。なお、一週間の定義は「月曜から日曜まで」を基本とする。
- 7 完全週休2日（土日）に取り組む工事において、災害対応等で土日に変わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。ただし、週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない必要最小限の期間に限定するとともに、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日に取り組めるよう休日確保に努めるものとする。
- 8 受注者は、週休2日の達成状況が確認できる書類を作成し、現場作業が完了した場合及び監督員から求めがあった場合は、すみやかに監督員に提出しなければならない。
- 9 受注者は、監督員が求めた場合は、前項を証明する資料（日報等）を提示しなければならない。

（現場閉所率）

第7条 現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間内の日数×100（％）

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は第2条第1号ロに示すとおり。

（休日率）

第8条 休日率は次式により算出する。

休日率＝「現場従事者ごとの休日日数の割合」の平均（％）

休日日数の割合＝休日日数／対象期間の日数×100（％）

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は第2条第2号ロに示すとおり。

（経費の負担）

第9条 発注者は、次により必要となる経費を負担する。

（1）週休2日確保工事

【土木工事積算基準の場合】 令和7年7月1日以降に積算する工事

別に示す補正係数のうち月単位の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。

第6条第2項により完全週休2日（土日）に取り組む工事において、監督員が完全週休2日（土日）の達成を確認できる場合は、完全週休2日（土日）の係数による補正を行い、設計変更を行うものとする。なお、週休2日（月単位）を達成できないことが見込まれる場合、または監督員が現場の閉所状況を確認できない場合には、週休2日の補正係数を除した設計変更を行うものとする。

【土木工事積算基準の場合】 令和7年6月30日までに積算する工事

別に示す補正係数のうち月単位の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。

なお、週休2日（月単位）を達成できないことが見込まれる場合、週休2日（通期）を達成している場合は、補正係数を通期に変更の上で設計変更を行い、週休2日（通期）も達成できないことが見込まれる場合または監督員が現場の閉所状況を確認できない場合には、週休2日の補正係数を除した設計変更を行うものとする。

【港湾請負工事積算基準又は漁港漁場関係工事積算基準の場合】

別に示す月単位の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。なお、週休2日（月単位）を達成できないことが見込まれる場合、または監督員が現場の閉所状況を確認できない場合には、週休2日の補正係数を除した設計変更を行うものとする。

（2）週休2日交替制工事

【土木工事積算基準の場合】 令和7年7月1日以降に積算する工事

第3条第2号により週休2日交替制工事に取り組む工事において、監督員が技術者等の休日確保状況を確認できる場合は、月単位又は完全週休2日の達成状況に応じて別に示す補正係数を乗じる補正を行い、設計変更を行うものとする。

【土木工事積算基準の場合】 令和7年6月30日までに積算する工事

第3条第2号により週休2日交替制工事に取り組む工事において、監督員が技術者等の休日確保状況を確認できる場合は、通期又は月単位の達成状況に応じて別に示す補正係数を乗じる補正を行い、設計変更を行うものとする。

（工事成績評定）

第10条 週休2日を実施した場合は、別で定めるところにより週休2日の達成状況に応じて工事成績評定で評価する。なお、週休2日確保工事で、受注者の責により工事完成時に週休2日（通期）を達成できなかった場合については、内容に応じて「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、1点減点するものとする。

（アンケートの実施）

第11条 週休2日確保工事を受注した者又は週休2日交替制工事を実施する者は、発注者から指示があった場合は、週休2日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

（その他）

第12条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

この要領は、令和7年7月1日から施行する。